

アーツカウンシルさいたま公募プロデューサー事業
「さいたまで表現を創る」プロデュース業務
プロポーザル審査基準

I 選定事業の決定方法

提出された企画提案書等に基づき審査を行い、各評価項目の合計得点が最も高いものから順に選定事業を決定します。複数の者が同一の合計得点となった際は、アーツカウンシルさいたま内に設置する評価委員会の総意により、具体的な理由をもって、選定事業を決定します。

ただし、評価点（全評価委員の合計得点の平均）が配点の6割を下回る場合は選定しません。

II 審査方法

実施要項「4. 提出物及び提出部数」に示す提出物に基づき、評価委員会において書類選考を実施します。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがあります。なお、評価委員会は非公開とします。

III 評価基準及び評価項目

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、評価委員会の委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とします。

〔評価基準〕

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

1 事業内容に関する評価項目

① 企画意図

企画意図及び目標が明確な企画であること。

② 企画力

新規性・独創性がある企画であること。

③ 意欲

当該事業または、企画に対して意欲が感じられること。

④ 実現可能性

事業の実施計画が具体的に提案され、実現性・妥当性がある企画であること。

⑤ 市民公開

事業実施中において、さいたま市民に公開され、地域住民と交流が図れる企画であること。

⑥ 将来性

当該応募者及び当該活動の今後の発展に期待が持てること。

⑦ 安定性

適正な予算積算等が示されている企画であること。

2 事業実施主体に関する評価項目

① 運営体制

企画内容に必要な人員・組織体制が整っている者であること。

② 実績

事業を遂行できる実績を有するほか、今後も相応の評価を得ることが期待される者であること。